

「愛媛県豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人愛媛県共同募金会

1. 趣 旨

平成30年7月豪雨により、愛媛県内では人的被害をはじめ家屋の倒壊など甚大な被害が発生し、県下6市町（今治市、宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町）に災害救助法が適用されました。

愛媛県共同募金会では、これらの市町で被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2. 義援金の名称

愛媛県豪雨災害義援金

3. 受付期間

平成30年7月11日（水曜日）から平成30年9月28日（金曜日）まで

4. 義援金受入れ口座

金融機関		店名	口座番号	口座名義
1	伊予銀行	一万支店	普通 1639912	社会福祉法人愛媛県共同募金会 (シャイフクシホウジンエヒメケンキョウトウボギンカイ)
2	愛媛銀行	本店営業部	普通 3733134	
3	愛媛信用金庫	本店	普通 1189643	
4	ゆうちょ銀行	口座番号 00970-5-276734		愛媛県共同募金会豪雨災害義援金 (エヒメケンキョウトウボギンカイゴウウサイガイエンキン)

※ 上記の同一金融機関本・支店相互間の振込手数料は無料です。

※ 上記以外の金融機関からの振込については手数料が必要となります。

5. 現金書留による義援金の送付

（宛先）〒790-8553

愛媛県松山市持田町三丁目8-15 愛媛県総合社会福祉会館内
社会福祉法人 愛媛県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用」と明記いただければ、郵便料金が免除されます。

6. 義援金の配分

お寄せいただく義援金は、愛媛県が設置する義援金配分委員会（仮称）において使途、配分方法等を決定し、被災地の各市町を通じて被災者に配分します。

7. 税制優遇措置

この義援金は、税法上の優遇措置対象となりますので、各金融機関等での振込金受取書（金融機関によって名称が異なることがあります。）及びこの義援金募集要綱を添付して確定申告を行ってください。

《該当する税制優遇措置》

・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品の取り扱いはい行いません。

9. この要綱は、平成 30 年 7 月 11 日から施行します。

（お問い合わせ先）

〒790-8553 愛媛県松山市持田町三丁目 8-15 愛媛県総合社会福祉会館内
社会福祉法人 愛媛県共同募金会

TEL 089-921-4535 FAX 089-921-4588